

第四百四十九号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

標記の修正案を別紙のとおり地方自治法第百十五条の三及び仙台市議会会議規則第十  
六条の規定により提出します。

令和四年十二月二十一日

発議者

議員 跡部 薫

〃 佐々木 心

〃 菊地 崇良

〃 村岡 貴子

〃 田村 勝

〃 佐藤 正昭

〃 斎藤 範夫

仙台市議会議長  
赤間 次彦 様

第四百十九号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

第四百十九号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

本則中「第六条第二項及び」を削る。